

# 伊達市の介護サービスについて

---

<令和6年4月>

北海道伊達市 高齢福祉課介護保険係

TEL 0142-82-3196 (直通)

〒052-0024 北海道伊達市鹿島町20-1

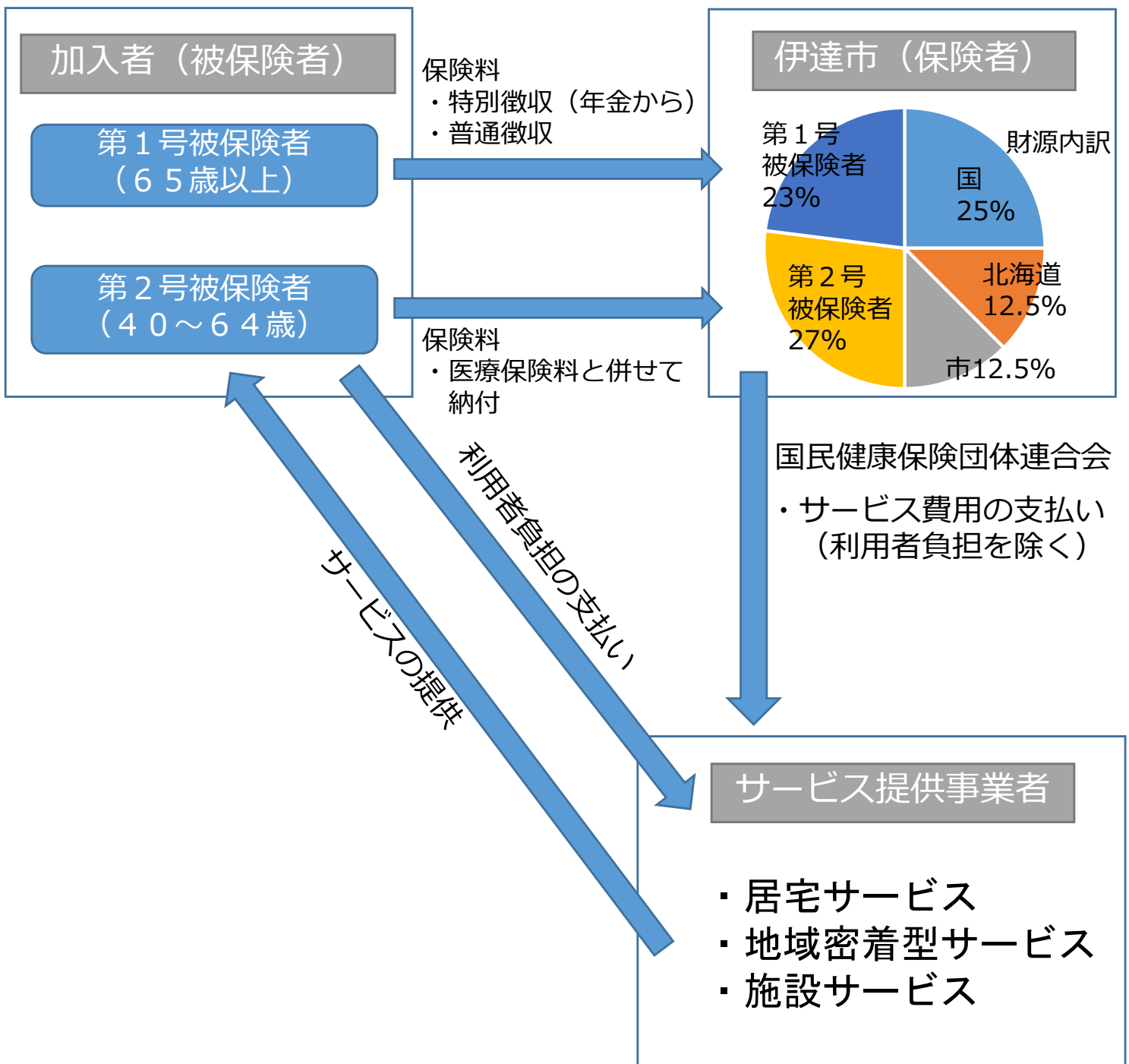
# 目次

- 介護保険のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 介護保険に加入する人・・・・・・・・・・・・ 2
- 介護保険料について・・・・・・・・・・・・ 3
- 介護予防について・・・・・・・・・・・・ 5
- 介護保険サービス利用までの流れ・・・・ 6
- 伊達市地域包括支援センターについて・・ 7
- 介護サービスの種類・・・・・・・・・・・・ 8
- 利用者負担について・・・・・・・・・・・・ 10
- 利用者負担が高額になったとき・・・・ 11
- 利用者負担軽減制度・・・・・・・・・・・・ 12
- 確定申告時の各種控除について・・・・ 13

## 介護保険制度のしくみ

本格的な高齢化社会を迎え、介護が必要な高齢者の方が急速に増えています。また、介護する方の高齢化や核家族化も進み、家族だけで介護することは難しくなっています。

介護保険は、こうした介護を社会全体で支えていくための制度で、40歳以上の方の加入が義務づけられた、市町村などが運営する公的保険制度です。



# 介護保険に加入する人

介護保険の加入者は、年齢で2つに分けられます

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入対象者	65歳以上	40歳から64歳まで
サービスを受けるためには	介護や支援が必要であると認定された方及び事業対象者と認定された方  <どんな病気やけががもとで介護が必要になっても対象となり、申請することができます>	加齢に伴って生じる心身の変化に起因する※特定疾病により介護が必要と認定された方  <特定疾病以外（交通事故など）が原因で介護が必要となった場合は対象になりません>
保険料	本人の収入や所得、住民票上の世帯の市・道民税の課税状況で決定し、原則、年金からの天引きとなります。年金から差し引けない方は、納付書での納付または口座振替となります。	加入している健康保険（国民健康保険、社会保険など）の計算方法で決まります。納付方法は、加入している保険料によって異なります。
被保険者証	65歳の誕生日を迎えると市から交付（送付）します。	被保険者証は、要介護（支援）の申請をして、認定を受けた方に対して送付します。

※40～64歳の方の特定疾病とは、以下の16疾病が指定されています

- |  |
|--|
| <p>1.初老期の認知症 2.脳血管疾患 3.筋萎縮性側索硬化症<br/>           4.パーキンソン病関連疾患 5.脊髄小脳変性症 6.多系統萎縮症<br/>           7.閉塞性動脈硬化症 8.糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症や糖尿病性神経障害<br/>           9.両側の膝関節か股関節の著しい変形を伴う変形性関節症<br/>           10.関節リウマチ 11.後縦靭帯骨化症 12.脊柱管狭窄症<br/>           13.骨折を伴う骨粗鬆症 14.慢性閉塞性肺疾患 15.早老症 16.がん</p> |
|--|

## <要介護認定を受けると>

負担割合証が  
発行されます

要介護・要支援の認定を受けた方、総合事業の対象者と判定された方に、サービスの負担割合（1割～3割）を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。

## 令和6～8年度 第1号被保険者（65歳以上）介護保険料一覧

- ・介護保険料は、市町村ごとに定めた「基準額」に基づき、本人の前年中の収入や所得、世帯の住民税の課税状況などで決まります。
- ・「基準額」とは、介護サービス費用などの見込みから計算した1人あたりの平均的な保険料のことで、伊達市の場合は63,600円です。

段階	料率	年間保険料	対象者
第1段階	0.285	18,100円	本人と世帯全員が住民税非課税で、次の条件のどちらかにあてはまる方 ・本人が生活保護受給者か老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第2段階	0.485	30,800円	本人と世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階	0.685	43,500円	本人と世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方
第4段階	0.9	57,200円	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階	1	63,600円	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で第4段階以外の方
第6段階	1.2	76,300円	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	1.3	82,600円	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	1.5	95,400円	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	1.7	108,100円	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	1.9	120,800円	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	2.1	133,500円	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	2.3	146,200円	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	2.4	152,600円	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方

※上記「合計所得金額」は、税法上の合計所得金額から「分離譲渡所得の特別控除」と「低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除」等を引き、本人非課税の場合は、さらに「公的年金等に係る雑所得」を引いたものです。

※令和6年度以降、合計所得金額は次のとおり計算します。

本人市民税が非課税の方については、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得調整控除が行われている場合にはその控除前の金額）から10万円を控除した額

## 保険料の納め方

65歳になった月の分から、第1号被保険者としての保険料が発生します。保険料の納め方は、受給している年金の金額によって2種類に分けられます。

老齢年金・遺族年金等が

年額 **18万円以上**の人  
⇒**特別徴収**

2カ月ごとの年金から保険料が  
あらかじめ差し引かれます。

老齢年金・遺族年金等が

年額 **18万円未満**の人  
⇒**普通徴収**

年10回の納期に分けて、口座  
振替か納付書を利用し、金融機  
関などで納めます。

※年額18万円以上の年金を受給されている方でも、年度の途中で65歳になった方や他市町村から転入した方などは、最初は口座振替や納付書での納付となります。

## 保険料を滞納すると

現在は介護サービスを利用していなくても、介護保険料の未納があると将来、介護保険サービスを利用するときに困ることになりますのでご注意ください。

期間	内容
1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によって保険給付分（7～9割）が支払われるようになります（償還払いへ変更）。
1年6か月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一旦差し止められ、滞納保険料にあてられます（保険給付の一時差止）。
2年以上滞納すると	介護サービス利用時の自己負担額（通常1割）が、保険料を納めなかった期間に応じて3割に増額されます。また、「高額介護サービス費」などの支給が受けられなくなります（自己負担額の増額）。

## 保険料減免について

特別な事情で保険料を納めることが難しい場合、次のような減免制度があります。納付が難しい場合、担当課にご相談ください。

- ・災害で財産に著しい損害を受けた場合
- ・生計維持者の死亡や事業廃止によって所得が大幅に減少した場合
- ・低所得で生活維持が困難な場合 など

# 介護予防のご案内

心身の状況が悪化したとき、介護保険サービスの利用が必要になりますが、健康なうちから積極的に介護予防に取り組むことが大切です。

日々の生活の中で取り組むことも重要ですが、市が行っている「一般介護予防事業」などを利用することで、さらなる介護予防につなげることができます。ぜひご活用ください。

お問い合わせ：高齢福祉課高齢者福祉係

☎0142-82-3196

## 一般介護予防事業

65歳以上の方ならだれでも参加できる介護予防の事業です。

実施している事業例	事業内容
地区介護予防教室	介護を必要とする状態になることを予防する「介護予防」や健康づくり等について、地域で教室を開催します。
伊達はつらつ元気塾 (有珠地区)	健康カラオケを利用した健康づくりプログラムです。音楽や映像に合わせて楽しく体を動かし、転びにくい体づくりや認知症予防を行います。
アクティビティ (音楽活動) 事業	音楽活動を通して心身機能の低下を防ぐとともに、社会性・協調性を維持します。
介護予防グループ活動	地域のボランティアグループなどが中心となり、生きがいづくり活動やふれあい交流活動などを行っています。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

原則として、伊達市に住む方だけが利用できる次のようなサービスを提供します。

基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方や、要支援1・2の要介護認定をお持ちの方が利用できます。認定の仕組みは次のページをご覧ください。

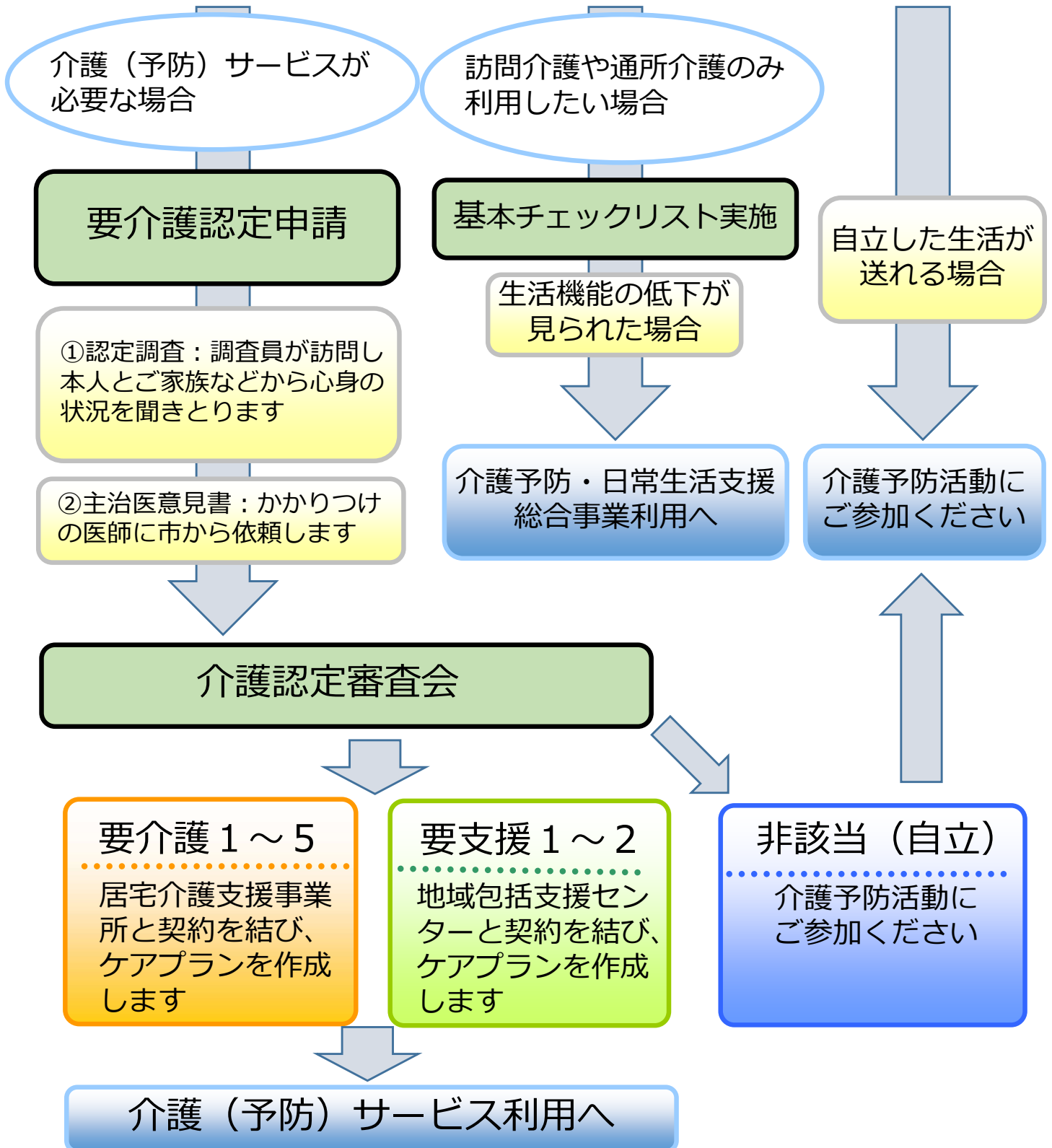
サービスの種類	事業内容
訪問型サービス (従来通りのサービス)	ホームヘルパーが、入浴介助などの身体介護や、掃除、買い物などの生活援助を行います。 ■自己負担の目安(1ヶ月あたり 1割負担の場合) 週1回程度：1,176円 週2回程度：2,349円
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	ホームヘルパーなどの従事者が、掃除や買い物、調理、洗濯などの生活援助を行います。身体に直接接触することがあるサービスは含まれません。 ■自己負担の目安(1ヶ月あたり 1割負担の場合) 週1回程度：999円 週2回程度：1,996円
通所型サービス (従来通りのサービス)	送迎、機能訓練、レクやゲームなどによる交流、入浴、食事などを提供します。 ■自己負担の目安(1ヶ月あたり 1割負担の場合) 週1回程度：1,798円 週2回程度：3,621円
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	今までの介護予防通所介護よりも施設や人員基準を緩和して提供するサービスです。 ■自己負担の目安(1ヶ月あたり 1割負担の場合) 週1回程度：1,528円 週2回程度：3,077円

# 介護保険サービス利用までの流れ

介護保険のサービスを利用するには「要介護（要支援）認定」の申請が必要となります。

市役所高齢福祉課（☎0142-82-3196）または  
伊達市地域包括支援センター（☎0142-21-7755）で相談

窓口で本人の状態や利用したいサービス等の聞き取りを受けます





# 伊達市地域包括支援センターのご紹介

地域包括支援センターは、伊達市が社会福祉協議会に委託して運営しています。高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが相談を承っていますので、お気軽にご相談ください。

## 相談

①

### 介護や健康のこと

- ・閉じこもりの生活を何とかしたい
- ・物忘れが気になってきた
- ・介護保険について聞きたい など



## 相談

②

### 地域の心配ごと

- ・地域の介護予防教室を知りたい
- ・配食や見守りについて知りたい など



## 相談

③

### 権利を守るために

- ・訪問販売に困っている
- ・支払いや手続きが大変になってきた
- ・もしもの時に財産をどうしたらよいか など



## 相談

④

### その他様々な相談ごと

- ・認知症予防など、ためになる話をしてほしい
- ・高齢者の家から大声が聞こえたりする
- ・どこに相談したらよいか わからない など



場所：伊達市鹿島町20-1（伊達市役所敷地内）  
 電話：21-7755 FAX：21-7756  
 受付時間：8時45分～17時30分（土・日曜日、祝日を除く）  
 ※時間外は携帯電話に転送されます

要介護1～5と認定された方は、下記事業所にご連絡ください

### <伊達市内居宅介護支援事業所一覧> 令和6年4月現在

事業所名	電話	住所
プライムヘルシータウン湘南居宅介護支援事業所	22-1201	松ヶ枝町157-110
指定居宅介護支援事業所ひまわり	21-2711	松ヶ枝町154-30
ケアプラン風花	82-6090	弄月町46-15
ケアプランセンター セイント・ヴィレッジ	82-9352	舟岡町214-28
居宅介護支援事業所ともあれ	82-6510	長和町382-17

## 介護サービスの種類

介護認定を受けると次のようなサービスが利用できます。なお、記載されている自己負担額は1割負担の場合の目安です（一定以上の所得のある方は2割または3割になります）。利用される施設形態等によっても利用料金は異なりますのでご注意ください。

### 居宅サービス

サービスの種類と対象者	サービスの内容	自己負担の目安
介護予防支援（要支援） 居宅介護支援（要介護）	地域包括支援センター職員や介護支援専門員が、サービス利用のためのケアプランを作成します。	なし
訪問介護（要介護） ※要支援の場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用となります（5ページ参照）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、食事、排泄などの身体介護や掃除、洗濯などの生活援助をします。 ※要介護1以上の方は、通院乗降介助のサービスも利用できます	○身体介護（1回あたり） 20分～30分 244円 ○生活援助（1回あたり） 20分～45分 179円
訪問入浴介護（要支援・要介護）	浴槽などを搭載した「入浴車」が自宅を訪問し、入浴の介助をします。	1回あたり 要支援：856円 要介護：1,266円
訪問リハビリテーション（要支援・要介護）	理学療法士などの専門家が自宅を訪問し、リハビリをします。	1回あたり 要支援：298円 要介護：308円
訪問看護（要支援・要介護）	看護師などが自宅を訪問し、病気の看護や療養上のお世話をします。	1回あたり 要支援：451円（30分） 要介護：471円（30分）
居宅療養管理指導（要支援・要介護）	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅に訪問し、療養上の管理や指導をします。	1回 515円 (医師：同一建物の場合) ※職種によって金額が異なります
通所介護（要介護） ※要支援の場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用となります（5ページ参照）	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、食事や入浴、機能訓練などを受けられます。	例)要介護1:1日658円 (7時間以上8時間未満) ※別途、食費などあり
通所リハビリテーション（要支援・要介護）	日帰りで医療機関や介護老人保健施設へ通い、リハビリを受けられます。	要支援1:1月 2,268円 要介護1:1回 762円 (7時間以上8時間未満) ※別途、食費などあり
短期入所生活介護（要支援・要介護）	短期間、介護老人福祉施設へ入所し、日常生活上の介護やリハビリを受けられます。	要支援1:1日 479円 要介護1:1日 645円 ※別途、食費などあり
短期入所療養介護（要支援・要介護）	短期間、病院や介護老人保健施設へ入所して医療上の介護やリハビリを受けられます。	要支援1:1日 579円 要介護1:1日 753円 ※老健：従来型個室の場合。 別途、食費などあり

## 地域密着型サービス

※原則、伊達市の被保険者の方のみが利用できるサービスです

サービスの種類と対象者	サービスの内容	自己負担の目安
認知症対応型 通所介護 (要支援・要介護)	認知症の方を対象に専門的ケアを提供する通所介護です。	要支援 1:1回 861円 要介護 1:1回 994円 (7時間以上8時間未満) ※別途、食費などあり
小規模多機能型 居宅介護 (要支援・要介護)	施設への通いを中心に、宿泊や自宅訪問を組み合わせ、生活支援や機能訓練サービスを受けられます。	要支援 1:1月 3,450円 要介護 1:1月 10,458円
認知症対応型共同生活 介護(グループホーム) (要支援2以上)	少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で、介護や機能訓練を受けられます。	要支援 2:1日 761円 要介護 1:1日 765円 ※別途、管理費、食費などあり

## 施設サービス

サービスの種類	サービスの内容	自己負担の目安
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (原則要介護3以上、 要支援は不可)	常に介護が必要で、自宅での生活が困難になった方が入所して、日常生活上の介護が受けられます。	要介護 3:1日 732円(従来型個室) ※別途、食費、部屋代・日常生活費などあり
介護老人保健施設 (要介護1以上)	病状が安定しリハビリが必要な方が入所し、介護や機能訓練を受けられます。	要介護 1:1日 717円(従来型個室) ※別途、食費、部屋代・日常生活費などあり
介護医療院 (要介護1以上)	長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する施設です。	要介護 1:1日 721円(従来型個室) ※別途、食費、部屋代・日常生活費などあり

## その他のサービス

サービスの種類	サービスの内容
福祉用具貸与 (要支援・要介護) ※介護度によって利用できる用具が異なります	心身の状態に応じて、日常生活の自立を支援する用具(手すり・スロープなど)をレンタルで利用できます。 ※一部対象品目については、購入か貸与かを選択できます。
特定福祉用具販売 (要支援・要介護)	排泄や入浴など貸与になじまない福祉用具を購入した場合に費用の一部を支給します。 (支給限度額:年間10万円)
住宅改修費支給 (要支援・要介護)	安全な住まいにするための改修を行った場合に費用の一部を支給します。 (支給限度額:20万円)

## 利用者負担について

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、サービス事業者に支払うのは原則としてかかった費用の1割（一定所得以上の所得がある方は2割または3割）です。また、サービスによっては別に食費や居住費などが必要となる場合や介護保険の対象とならない費用がかかる場合があります。

### <所得要件について>

所得要件	負担割合
本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人世帯で346万円以上の方	2割
本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人世帯で463万円以上の方	3割

## 居宅サービスの利用限度額

居宅サービスは、「要介護度」ごとに1ヵ月でサービスを利用できる上限額（利用限度額）が決められています。なお、上限額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担です。

### <居宅サービス 1か月の利用限度額>

要介護状態区分	利用限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

## 利用者負担が高額になったとき

### ■ 高額介護サービス費の支給

介護サービスを利用し、世帯内で同じ月に利用者負担の合計額が次の負担上限額を超えたときに、申請をすると超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。負担上限額は、利用者の方の所得で決められます。

また、同じ世帯に介護サービスを利用する方が複数いるときは合計額を合算することができます。

区分	負担限度額
世帯住民税：非課税 生活保護受給者の方	個人 15,000円
世帯住民税：非課税 老齢福祉年金受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	個人 15,000円
世帯住民税：非課税 上記以外の方	世帯 24,600円
世帯住民税：課税 課税所得380万円未満	世帯 44,400円
世帯住民税：課税 課税所得380～690万円	世帯 93,000円
世帯住民税：課税 課税所得690万円以上	世帯 140,100円

### ■ 高額医療・高額介護合算制度

介護保険の「高額介護サービス費制度」と健康保険の「高額療養費制度」を適用し、世帯内で1年間（8月から翌年7月）の利用者負担額が合算し上限額を超えたとき、超えた分が介護保険から「高額医療合算介護サービス費」として、健康保険から「高額介護合算療養費」として別々に支給されます。

支給対象の方には、北海道後期高齢者医療広域連合から文書で案内があります。

# 利用者負担軽減制度

## ■施設サービスの食費・居住費負担の軽減

介護保険施設に入所（短期入所含む）した場合には、サービス費用の1割から3割・食費・居住費・日常生活費が自己負担です。

食費と居住費は、その基準額を国が決めていますので、所得の低い方は下記のとおり所得に応じた額に軽減されます。

市に申請し「負担限度額認定証」の交付を受け、入所する介護保険施設へ提出してください。

### <軽減の対象となる方>

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	上記以外の方	

### <利用者負担段階と負担限度額>

利用者負担段階	居住費						食費 ※<>は短期入所
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室		多床室		
			特養	老健等	特養	老健等	
第1段階	820円 (880円)	490円 (550円)	320円 (380円)	490円 (550円)	負担なし		300円
第2段階	820円 (880円)	490円 (550円)	420円 (480円)	490円 (550円)	370円 (430円)		390円 <600円>
第3段階 ①	1,310円 (1,370円)	1,310円 (1,370円)	820円 (880円)	1,310円 (1,370円)	370円 (430円)		650円 <1,000円>
第3段階 ②					370円 (430円)		
第4段階 (基準額)	2,006円 (2,066円)	1,668円 (1,728円)	1,171円 (1,231円)	1,668円 (1,728円)	855円 (915円)	377円 (437円)	1,445円

※令和6年8月利用分以降は( )内金額

## 確定申告時の各種控除について

### 障害者控除

所得税法及び地方税法では、納税者本人や扶養する家族が障害者に認定されている場合には、一定の金額が所得から控除できる制度があります。

介護保険で要介護認定を受けた人も、税法制度に準じて対象となる場合があります。

#### ○障害者控除の対象となる場合

介護認定審査会資料の「主治医意見書」及び「認定調査票」の内容により、認定となった状態が税法上の障害者控除対象者に準ずると認められる方

※具体的に該当になるかは担当課にお問い合わせください

#### ○申請方法

所得税や市・道民税の申告をする際に、「障害者控除対象者認定書」を添付することで、一定の控除を受けることができます。

「障害者控除対象者認定書」は、伊達市高齢福祉課で申請することにより、該当となる方に発行します。

※すでに身体障害者手帳などで控除を受けている場合は該当にならないのでご注意ください

### おむつ代の医療費控除

傷病により、おおむね6ヶ月以上寝たきりで医師の治療を受けている方で、おむつを使用する必要があると認められる場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

おむつ代控除のためには、1年目は、医師が発行する使用証明書が必要となります。2年目以降は、要介護認定を受けていて一定の要件を満たす場合、市が交付する「主治医意見書の内容確認証明書」により控除を受けることができます。

#### ○市の証明で控除が受けられる場合

- ・おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降であること
- ・要介護認定のための主治医意見書で「障害高齢者の日常生活自立度の記載が「B1、B2、C1又はC2」（寝たきり）、かつ尿失禁の発生可能性が「あり」と記載されている方

#### ○申請方法

伊達市高齢福祉課で申請することにより、該当となる方に発行します。（証明手数料が1件200円かかります）

なお、おむつ代の医療費控除を受ける場合、市からの証明書のほか、おむつ代の支払いを証明する領収書が必要となります。